

藤枝市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市営バスの設置及び管理に関する条例（平成19年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 回数券使用料 規則で定める回数券により利用する場合の使用料

第 4 条第 2 項第 5 号を削り、同条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「、ふれあい乗車券使用料及びゆらく線」を「及び」に、「、ふれあい乗車券又はゆらく線」を「又は」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 7 項を同条第 5 項とする。

別表第 1 中「、ふれあい乗車券使用料及びゆらく線」を「及び」に、

「

8,640円 (6,000円)	3,700円 (2,590円)
24,620円 (17,220円)	10,550円 (7,380円)
46,650円 (32,650円)	19,990円 (13,980円)

」を

「

8,800円 (6,000円)	3,760円 (2,630円)
25,070円 (17,530円)	10,740円 (7,510円)
47,510円 (33,250円)	20,360円 (14,230円)

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（「、ふれあい乗車券使用料及びゆらく線」を「及び」に改める部分を除く。）は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定（「、ふれあい乗車券使用料及びゆらく線」を「及び」に改める部分を除く。）は、平成31年10月1日以後に購入する定期乗車券に係る使用料について適用し、同日前に購入した定期乗車券に係る使用料については、なお従前の例による。